

予納郵便切手内訳基準表 (令和6年10月1日～) 【大阪地方裁判所本庁、管内支部】

| 申立群 | 券面額等 | 枚数 | 合計額 | 備考 |
|----------------------|--------------------------------------|-------------------------------|-------|---|
| 訴状 借地非訟 | 500 110 100 50 20 10 | 8 10 5 5 10 10 | 6,150 | 相手方が1名増すごとに2,440円を追加 (内訳) 500円4枚 110円4枚 反訴状についての郵券の要否は、本訴係属部でご確認ください。 |
| 控訴状 人身保護 | 500 110 100 50 20 10 | 10 6 6 10 10 6 | 7,020 | 左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに3,730円分を追加 (内訳) 500円5枚 110円4枚 100円4枚 50円5枚 20円5枚 10円4枚 |
| 抗告状 再審・準再審 | 500 110 100 50 20 10 | 2 15 5 5 5 5 | 3,550 | 左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2,100円分を追加 (内訳) 500円2枚 110円6枚 100円2枚 50円3枚 20円3枚 10円3枚 再抗告状については次の欄参照 |
| 上告状 特別上告状 再抗告状 | 500 350 110 100 20 10 | 4 6 10 6 11 9 | 6,110 | 左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2,340円を追加 (内訳) 500円2枚 350円2枚 110円4枚 100円2枚 |
| 特別抗告状 | 500 350 110 20 10 | 4 2 10 13 15 | 4,210 | 左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2,420円を追加 (内訳) 500円3枚 350円1枚 110円4枚 20円4枚 10円5枚 |
| 労働審判手続 | 500 100 50 20 10 | 4 8 8 8 8 | 3,440 | 左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 |
| 担保取消 | 同意 | 不要 | | |
| | 勝訴 | 1,220 | 1 | 1,220 債務者が1名増すごとに1,220円を追加 (内訳) 500円2枚・110円2枚 |
| | 権利行使 | 1,220 | 2 | 2,440 債務者が1名増すごとに1,220円+1,220円を 追加 (1,220円の内訳) 500円2枚・110円2枚 |

大阪地方裁判所第1民事部における収入印紙、郵便切手、決定に係る目録数(令和6年10月1日～)

| 収入印紙 (申立て手数料) | 郵便切手 | | 決定用目録枚数(ただし、債権者、債務者、第三債務者が各1名ずつの場合) | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|----------------------------------|-------------------------------------|--|-------|--------|------|---------|-------------|--------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 仮差押命令申立て事件 | | | 合計(ただし、当事者等が各1名(か所)の場合) | 事件名 | 当事者目録 | 請求債権目録 | 物件目録 | 仮差押債権目録 | 登記(登録)用物件目録 | 登記(登録)用義務者目録 | | | | | | | |
| 原則2,000円 (事案に応じて倍増することがある) | 不動産 | (1,220円) × 債務者数 | 1,220円 | 不動産 | 3 | 3 | 3 | | 2 | 2 | | | | | | | |
| | | (660円 + 590円) × 登記所数 | 1,250円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | * ただし、登録免許税額が10万円を超える場合は補償額を加算 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | * 溝差があれば(110円) × 溝差庁の数 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 債権 | (1,220円) × 債務者数 | 1,220円 | | 4 | 4 | 4 | 4 | | | | | | | | | |
| | | 1,290円 × 第三債務者数 | 1,290円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | * 陳述催告があれば(590円 + 110円) × 第三債務者数 | 700円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 自動車 | (1,220円) × 債務者数 | 1,220円 | 自動車 | 4 | 4 | 4 | | 3 | 3 | | | | | | | |
| | | (660円 + 590円) × 登記所数 | 1,250円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 動産 | (1,220円) × 債務者数 | 1,220円 | 動産 | 3 | 3 | | | | | | | | | | | |
| 仮処分命令申立て事件 | | | 合計 | 事件名 | 当事者目録 | 請求債権目録 | 物件目録 | 仮差押債権目録 | 登記(登録)用物件目録 | 登記(登録)用義務者目録 | | | | | | | |
| 原則2,000円 (事案に応じて倍増することがある) | 不動産処分禁止 | (1,220円) × 債務者数 | 1,220円 | 不動産処分禁止 | 3 | | 3 | | 2 | 2 | | | | | | | |
| | | (660円 + 590円) × 登記所数 | 1,250円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 不動産占有移転禁止 | (1,220円) × 債務者数 | | 不動産占有移転禁止 | 3 | | 3 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 動産 | (1,220円) × 債務者数 | | 動産 | 3 | | 3 | | | | | | | | | | |
| | | 500、270、110、100、50円を各4枚 | 4,120円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 20、10円を各10枚 | 300円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 保全異議・保全取消申立て事件 | | | 合計 | * 申立て書副本(書証があればその写し)も被申立て人(債権者)の人数分の提出が必要 | | | | | | | | | | | | | |
| 500円 | 500円 × 8枚、 110円 × 10枚、 100、50円 × 各5枚、 20、10円 × 各10枚 | | 6,150円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 保全事件の即時抗告・保全抗告 | | | 合計 | * 保全命令の却下の裁判に対し、告知を受けた日から2週間以内に即時抗告ができる(法19条1項)。 * 即時抗告の申立て書に具体的な理由がないときは、抗告の提起後14日間はその提出を待つ(民訴規則207条、規則6条)。 * 保全異議・保全取消の裁判に対し、その決定の送達を受けた日から2週間以内に保全抗告ができる。 * 当庁では、保全事件の即時抗告・保全抗告の申立て書の提出先は、民事訟廷事件係(本館1階)。 | | | | | | | | | | | | | |
| 3,000円(ただし基本事件の1.5倍) | 500円 × 2枚、 110円 × 15枚、 100、50、20、10円 × 各5枚 | | 3,550円 | | | | | | | | | | | | | | |
| DV(保護命令)事件 | | | 合計 | * 申立て書副本、書証写しの提出も必要。 | | | | | | | | | | | | | |
| 1,000円 | 500円 × 2枚、 110円 × 5枚、 100、20、10円 × 各10枚 | | 2,850円 | | | | | | | | | | | | | | |
| DV(保護命令)事件の即時抗告 | | | 合計 | * 保護命令の申立ての裁判に対しての即時抗告(法16条)は、裁判の告知を受けた日から1週間以内にしなければならない(民訴法332条)。 * 当庁では、保護命令の即時抗告申立て書の提出先は、民事訟廷事件係(本館1階)。 | | | | | | | | | | | | | |
| 1,500円 | 500円 × 2枚、 110円 × 15枚、 100、50、20、10円 × 各5枚 | | 3,550円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 起訴命令申立て事件 | | | 合計 | 事件名 | 当事者目録 | 請求債権目録 | 物件目録 | 仮差押債権目録 | 登記用物件目録 | 登記用義務者目録 | | | | | | | |
| 不要 | (1,220円) × 債権者数 | | 1,220円 | 起訴命令 | 3 | | | | | | | | | | | | |
| 間接強制・代替執行申立て事件 | | | 合計 | 事件名 | 当事者目録 | 請求債権目録 | 物件目録 | 仮差押債権目録 | 登記用物件目録 | 登記用義務者目録 | | | | | | | |
| 2,000円 | (1,220円) × 2 × 債務者数 * ただし、申立て書、書証等の分量により追加郵便料必要の場合あり | | 2,440円 | 間接強制・代替執行 | 6 | | 6 | | | | | | | | | | |

令和6年10月1日の郵便料金改定にともない、令和6年9月30日以降に受理する申立てについて、下記第1に記載のとおりに郵便切手の予納金額を変更します。

これまで開始決定時等における各債権者に対する通知書の宛名書き等をお願いしておりましたが、これを変更し、同年10月1日以降に決定を行う事件は、下記第2に各記載の時期に債権者宛の宛名ラベルと郵便切手を裁判所に提出していただく取扱いといたします。

記

第1 申立時に提出する郵便切手の予納について

1 弁護士申立て事件

① 郵送で決定正本を受領する場合

ア 事務所宛の宛名ラベル10枚

イ 郵便切手1400円分 (110円切手×10枚、10円切手×30枚)

② 窓口で決定正本を受領する場合、事務所宛の宛名ラベルの提出及び郵便切手の予納は不要です。

2 1以外の事件

① 郵送で決定正本を受領する場合

ア 事務所宛の宛名ラベル10枚

イ 郵便切手3840円分

(500円切手×4枚、110円切手×14枚、10円切手×30枚)

② 窓口で決定正本を受領する場合

ア 事務所宛の宛名ラベルの提出は不要です。

イ 郵便切手2440円分 (500円切手×4枚、110円切手×4枚)

第2 債権者通知用宛名ラベル及び郵便切手の提出について

1 申立後開始決定前 (提出の時期については事件ごとに個別にお知らせします)

(1) 債権者宛のラベル各1枚 (訂正後の債権者一覧表に基づく宛先)

(2) 郵便切手 (110円切手×債権者数)

2 再生計画案提出時

(1) 債権者宛のラベル各1枚 (債権届出書の送達場所を反映した宛先)

(2) 郵便切手 (110円切手×債権額0円を除く債権者数)

※いずれの場合も110円切手の代わりに84円切手と26円切手の組合せでも構いません。

同時廃止事件

予納郵券額変更のお知らせ

大阪地裁第6民事部
破産受付係

令和6年10月1日からの郵便料金改定に伴い、同時廃止事件申立時における予納郵券額を下記のとおり変更します。郵券の枚数は、できるだけ少なくなるようご協力をお願いします。

また、①代理人・送達受取人宛ての宛名ラベル3枚（事務所住所及び事務所名だけでなく、代理人名・送達受取人名も明記したもの）と、②債権者宛ての宛名ラベル各1枚を併せてご提出ください。

記

1 令和6年8月1日～9月30日までの申立て

| | |
|------|-----------|
| 84円 | (債権者数+2)枚 |
| 10円 | 5枚 |
| 26円分 | (債権者数+2)組 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 免責決定を郵送で受領する場合は 下記の郵券を追加 | |
| 1194円分 | 1組 |
| 26円分 | 1組 |

2 令和6年10月1日以降の申立て

| | |
|------|-----------|
| 110円 | (債権者数+2)枚 |
|------|-----------|

| | |
|-----------------------------|----|
| 免責決定を郵送で受領する場合は 下記の郵券を追加 | |
| 1220円分 | 1組 |

以上

調査嘱託

| 金額 | 枚数 | 合計(円) |
|-----|----|-------|
| 350 | 1 | 350 |
| 110 | 2 | 220 |
| 100 | 5 | 500 |
| 50 | 1 | 50 |
| 20 | 2 | 40 |
| 10 | 1 | 10 |

| |
|------|
| 総額 |
| 1170 |

送付嘱託

| 金額 | 枚数 | 合計(円) |
|-----|----|-------|
| 500 | 2 | 1000 |
| 350 | 1 | 350 |
| 110 | 1 | 110 |
| 100 | 5 | 500 |
| 50 | 1 | 50 |
| 20 | 2 | 40 |
| 10 | 2 | 20 |

| |
|------|
| 総額 |
| 2070 |

債権差押命令申立事件に添付する郵便切手一覧表 【R6. 9. 25からの受理分】

大阪地方裁判所 第14民事部

債権者・債務者が各1名の場合

債務者が複数の場合等は、下欄※を参照してください。

| 第三債務者の人数 <small>(例)</small> | 1. 第三債務者に対する陳述催告の申立てをする場合 | | | | | 第三債務者の人数 | |
|--------------------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------|------------|---------|----------|--|
| | 1,290円分 | | 460円分 | 110円分 | 合 計 | | |
| | 組合せ | 500円×2 180円×1 110円×1 | 300円×1 110円×1 50円×1 | 110円 切手 | | | |
| 1名 | 2組 | 1組 | 2枚 | 3,260円 | 3,150円 | | |
| 2名 | 3組 | 2組 | 3枚 | 5,120円 | 4,900円 | | |
| 3名 | 4組 | 3組 | 4枚 | 6,980円 | 6,650円 | | |
| 4名 | 5組 | 4組 | 5枚 | 8,840円 | 8,400円 | | |
| 5名 | 6組 | 5組 | 6枚 | 10,700円 | 10,150円 | | |
| 6名 | 7組 | 6組 | 7枚 | 12,560円 | 11,900円 | | |
| 7名 | 8組 | 7組 | 8枚 | 14,420円 | 13,650円 | | |
| 8名 | 9組 | 8組 | 9枚 | 16,280円 | 15,400円 | | |
| 9名 | 10組 | 9組 | 10枚 | 18,140円 | 17,150円 | | |
| 10名 | 11組 | 10組 | 11枚 | 20,000円 | 18,900円 | | |
| 11名 | 12組 | 11組 | 12枚 | 21,860円 | 20,650円 | | |
| 12名 | 13組 | 12組 | 13枚 | 23,720円 | 22,400円 | | |

※ 債務者が「1名」増すごとに郵便切手「1,290円」ずつを追加する。執行費用は、債務者が1名増すごとに「1,290円」ずつ加算できる。

※【第三債務者が複数の場合】

第三債務者が「1名」増すごとに「1,290円、460円、110円」を「各1組」(1,860円分)増やす。執行費用は第三債務者が1名増すごとに「1,750円」ずつ加算可能。

陳述催告の申立てをしない場合は、第三債務者が「1名」増すごとに「1,290円×1組」を追加し、執行費用も「1,290円」ずつ加算可能。

※ 第三債務者数が多数のため、差押命令正本の送達料が「1,290円(100gまで)」では不足する場合には、不足料金分を予納(追納)してもらう場合があります。

※ 差押命令が発令されると、差押命令正本を第三債務者及び債務者に順次発送します(配達日指定はできません。)。

債務名義に基づく財産開示手続の申立てに必要な書類等一覧（令和6年10月1日以降）

大阪地方裁判所第14民事部

| | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 納付費用 | |
| <input type="checkbox"/> 申立手数料(収入印紙) 2000円分 注1 | |
| <input type="checkbox"/> 【本庁・堺支部に申立てをする場合】 予納金 8000円 注2 | 【岸和田支部に申立てをする場合】 郵便切手 8250円分 (内訳) 500円:10枚、100円:25枚、50円:5枚、20円:20枚、10円:10枚 |
| <input type="checkbox"/> ※右記の岸和田支部と同じく郵便切手で納付することもできます。ただし残額は切手で返還することになります。 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 必要書類 ※事案によっては、追加の書類等が必要になる場合があります。 | |
| <input type="checkbox"/> 財産開示手続申立書(申立書表紙+当事者目録+請求債権目録) 注3 | |
| <input type="checkbox"/> 上記当事者目録、請求債権目録の写し 各1部 | |
| <input type="checkbox"/> 執行力のある債務名義(判決、仮執行宣言付支払督促、調停調書、公正証書等)の正本 注4 | |
| <input type="checkbox"/> 上記債務名義正本(又は謄本)の送達証明書 注5 | |
| <input type="checkbox"/> 【債務名義が家事審判の場合】 上記債務名義の確定証明書 | |
| <input type="checkbox"/> 【債務名義に更正決定がある場合】 更正決定正本及び同正本の送達証明書 | |
| <input type="checkbox"/> 【申立人又は債務者が法人(会社等)の場合】 商業登記事項証明書(代表者事項証明書) ※ 申立人については、申立日から <u>3か月以内</u> に発行されたもの 債務者については、申立日から <u>1か月以内</u> に発行されたもの | |
| <input type="checkbox"/> 【債務者が個人の場合】 住民票 ※ 申立日から <u>1か月以内</u> に発行されたもの | |
| <input type="checkbox"/> 【申立人又は債務者の現住所(本店所在地)・氏名(名称)が債務名義上の表示と異なる場合】 個人の場合:氏名・住所のつながりが分かる住民票、又は、戸籍附票等 法人の場合:名称・本店所在地のつながりの記載がある商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書や閉鎖事項証明書等) 注3 ※ いずれも申立日から <u>1か月以内</u> に発行されたもの | |
| <input type="checkbox"/> 債務名義等還付申請書(同受領書) | |
| ●要件別の資料 | |
| 【要件A(民事執行法第197条1項1号)の場合】 | |
| <input type="checkbox"/> 配当表写し、又は、弁済金(売却代金)交付計算書写し ※ 上記写しのほか、不動産開始決定正本写し又は債権差押命令正本写し、配当期日呼出状写し等の提出が必要な場合があります。 | |
| 【要件B(民事執行法第197条1項2号)の場合】 | |
| <input type="checkbox"/> 財産調査結果報告書 | |
| <input type="checkbox"/> 上記報告書の内容に応じた不動産、債権、動産等に関する疎明資料 ※詳細は上記報告書記載の「疎明資料一覧」参照。 | |

◎各資料の取得先◎

| | |
|---|-------------------|
| 執行文、送達証明書、確定証明書 | 債務名義を作成した裁判所・公証役場 |
| 商業登記事項証明書(代表者事項証明書・履歴事項全部証明書・閉鎖事項証明書等)、不動産登記の全部事項証明書等 | 各法務局 |
| 住民票 | 住民登録のある市町村役場 |
| 戸籍附票 | 本籍地の市町村役場 |

※申立書等の書式についてはホームページ内の「5 申立書等(書式)」の項目を参照してください。

注 意 事 項

注1 1名の債権者が1名の債務者につき複数の債務名義に基づいて申立てをする場合も1個の申立てとなります。

債権者が複数の場合は、数個の申立てとなるため、人数分の申立手数料が必要となります。

同一の債務名義に複数の債務者が記載されている場合は、財産開示手続の性質上、債務者ごとに申立書を分けて申立てをして下さい。

| | |
|---------------------------|----------------|
| (例) 債権者1名、債務者1名、債務名義1通の場合 | 2000円 |
| 債権者1名、債務者1名、債務名義2通の場合 | 2000円 |
| 債権者2名、債務者1名、債務名義1通の場合 | 4000円 |
| 債権者1名、債務者2名、債務名義1通の場合 | 2000円×2 |
| | (債務者ごとに分けて申立て) |

注2 申立書提出後に、予納金を納付するために必要な書面（保管金提出書）を送付（交付）します。事件終了後に残額が生じた場合は、還付手続を行います。

注3 (1) 申立書の作成方法

- ア A4判縦の用紙に、横書き、左とじで作成してください。
- イ 申立書表紙と各目録をホチキスどめし、その下部余白にページ数を付してください。

(2) 当事者目録

- ア 申立て前に債務名義上の当事者の氏名（名称）・住所に変更や移転がないかを住民票等により必ず確認してください。
- イ 債務名義上の氏名（名称）・住所について、変更がある場合は、氏名（名称）・住所のつながり（同一であること）を証明する住民票（戸籍附票）、戸籍謄本、商業登記事項証明書等を提出する必要があります。
例えば、住所が「A市→B市→C市」と移転している場合は、A市からB市、B市からC市へ移転したことが証明できる住民票等が必要です。

注4 執行文の要否や必要書類は債務名義の種類等によって異なります。

注5 詳細は、別途「[執行力のある債務名義・必要書類一覧表](#)」を確認してください。

不動産引渡命令の申立方法

大阪地方裁判所第14民事部不動産配当係

1 申立ての時期

(1) 所有者及び民法395条1項の明渡猶予が認められない占有者を相手方とする場合

代金納付手続が完了すれば、直ちに申立てをすることができます。

なお、代金納付手続を完了した日から6か月を経過したときは、引渡命令申立てはできなくなりますのでご注意ください。

(2) 民法395条1項の明渡猶予が認められる占有者を相手方とする場合

民法395条1項により、代金納付手続を完了した日から6か月間の明渡猶予が認められる占有者については、その期間が経過した後でないと即時の明渡しを求める申立てはできません。

ただし、明渡猶予を認められた者が、その猶予期間中の建物使用の対価金の支払いを怠り、買受人から相当の期間を定めて1か月分以上の支払いを催告されたにもかかわらずその支払いをしないときは、猶予期間経過前であっても即時の明渡しを求める引渡命令の申立てができます（民法395条2項）。この場合には、下記7に記載されている書類が必要になります。

明渡猶予が認められる占有者については、代金納付手続を完了した日から9か月を経過したときは、引渡命令申立てはできなくなりますのでご注意ください。

2 申立手数料

収入印紙500円×相手方の数（収入印紙は消印しないでください。）

3 予納郵便切手

申立書ごとに3400円

（内訳：500円・110円・50円・20円をそれぞれ5枚ずつ）

※ 相手方が1名増えるごとに1890円を加えてください。

（内訳：500円・110円・20円をそれぞれ3枚ずつ）

※ 審尋が必要な場合は、審尋の相手方が1名増えるごとに1390円を加えてください。（内訳：500円×2枚、110円×3枚、20円×3枚）

★審尋が必要な場合・・・前記1(2)明渡猶予の場合や賃借権の存否（占有権原の存否、占有権原の種別）が不明の場合等

※ なお、相手方に対する引渡命令正本等の再送達を要する場合などには、さらに郵便切手の追加をお願いすることがあります。

4 申立書

申立書は、記載例を参考にして、A4版用紙（横書き）で作成してください。また、相手方が複数であり、かつ、それぞれ異なる物件を対象とする場合は、なるべく相手方ごとに申立書を作成してください。

審尋が必要な場合（前記3★参照）は、審尋の相手方の数だけ申立書副本（収入印紙を貼らない状態の申立書。押印は必要）も必要となります。

5 法人の資格証明書（法務局発行の登記事項証明書）

申立人・相手方が法人の場合は、それぞれの代表者事項証明書が必要です。ただし、商号や本店所在地に変更がある場合には、履歴事項証明書を取得する必要があります。発行日から3か月以内のものを提出してください。

6 調査報告書（事案により必要）

差押後の占有者等を相手方とする場合で、その占有者等の現在の占有状況が執行官作成の現況調査報告書の内容と異なる場合は、申立人において現在の占有状況（占有開始の時期、権原内容等）について調査報告書を作成し提出してください。

7 支払いの催告をしたことを証明する書類の写し（事案により必要）

民法395条1項の明渡猶予が認められる相手方に対して、前記1（2）ただし書きの状況にあることを理由に、その明渡猶予期間経過前に申立てをする場合は、支払いの催告をしたことを証明する書類（内容証明郵便及び配達証明書等）などの写しが【裁判所用+相手方の人数分】必要となります。

8 記載例（参考）

※ 相手方が複数で、それぞれ引渡しの対象が異なり、申立ての趣旨で引渡しの対象を特定する場合

- 1 相手方Aは申立てに対し別紙物件目録2記載の不動産のうち○階○○号室を引き渡せ。
- 2 相手方Bは申立てに対し別紙物件目録2記載の不動産のうち○階○○号室を引き渡せ。

※ 一個の建物の一部が対象となる場合で、○階○○号室等では場所の特定ができない場合

相手方は申立てに対し別紙物件目録記載の不動産のうち別紙図面斜線部分を引き渡せ。

（別途、図面を【相手方数+2】枚、提出してください。）

債務名義に基づく預貯金債権等の情報取得手続の申立てに必要な書類等一覧

大阪地方裁判所第14民事部

| 申立ての別 | 民事執行法197条1項1号に基づく申立ての場合 | 民事執行法197条1項2号に基づく申立ての場合 |
|-------------------------------|---|--|
| 申立ての要件 | <p>【民事執行法197条1項1号の要件】 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（財産開示の申立ての日より6か月以上前に終了したものと除く。）において、債務名義に表示された金銭債権の完全な弁済を受けることができなかったこと。</p> <p>※「配当等」とは配当及び弁済金交付の手続を指します。したがって、執行手続が配当や弁済金交付の手続に至らずに終了した場合には、民事執行法197条1項1号に基づく申立てはできません。この場合は民事執行法197条1項2号に基づく申立てとなります。</p> | <p>【民事執行法197条1項2号の要件】 知っている財産に対する強制執行を実施しても、債務名義に表示された金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつた場合で、左記の民事執行法197条1項1号の要件以外の場合。</p> |
| 申立てに必要な書類等 | <p>申立ての要件の証拠資料疎明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 配当表写し 又は 弁済金交付計算書写し 不動産競売開始決定写し 債権差押命令写し 配当期日呼出状写し <p>※ 配当等の状況によって提出書類が異なりますので、窓口にお問い合わせください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 財産調査結果報告書及び疎明資料 |
| ※事案によっては、追加の書面等が必要になる場合があります。 | <p>申立て手数料（収入印紙） 1,000円</p> <p>民事執行予納金 5,000円（第三者が1名増えるごとに+4,000円）</p> <p>情報取得手続申立て 【申立て書の表書き+当事者目録（第三者目録含む）+請求債権目録】 ※ 情報取得手続の申立ては、債務者ごと・取得しようとする情報の種類ごとに申立て書を作成していただくようお願いします。 ※ 当事者目録（第三者目録含む）及び請求債権目録については、申立て書に加え、各1部ずつ添付してください（命令に利用させていただきます。）。</p> <p>執行力のある債務名義の正本 送達証明書（必要な場合は、確定証明書） 上記債務名義の正本及び送達証明書等の写し ※ 必要書類は、「執行力のある債務名義・必要書類一覧表」（ホームページ本文）をご覧ください。</p> <p>申立て人、債務者の商業登記事項証明書等（債権者・債務者が法人（会社等）の場合） ※ 申立ての日前3か月以内に取得した商業登記事項証明書を提出してください。</p> <p>第三者の商業登記事項証明書等（代表者事項証明書等） ※ 申立ての日前3か月以内に取得した商業登記事項証明書を提出してください。</p> <p>住民票（戸籍の附票）や戸籍謄本、法人の全部事項証明書等は、次の場合に必要です。</p> <p>① 申立て人・債務者の債務名義に記載された住所・氏名（名称）と現在の住所・氏名（名称）と異なる場合（①の場合は、申立ての日前1か月以内に取得したものと提出してください。） ② 債務者の特定に資する事項に、生年月日、旧姓、旧住所を記載する場合 個人の場合：氏名・住所のつながりの記載がある住民票（戸籍の附票）又は戸籍謄本等 法人の場合：名称・住所のつながりの記載がある全部事項証明書や閉鎖事項証明書等</p> <p>直送用の封筒（①第三者の数の110円郵便切手を貼った封筒（A4三折りサイズ）、又は、②レターパックライトのどちらか）</p> <p>債務名義等還付申請書（同受領書）</p> | |

R6.9.24～

【予納郵便切手額・内訳の変更のお知らせ】

堺支部

破産・個人再生事件の申立をされる方へ

令和6年10月1日の郵便料金の改定に伴い、予納郵便切手の内訳を変更します。

令和6年9月24日以降の申立については、下表によってくださいますようお願いします。

| 破産（管財） | | | 同時廃止 | 個人再生 | 弁護士代理・司法書士 士官与でない 本人申立 | 券種 |
|--------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------------------------|------|
| 券種 | 自己申立 | 債権者申立 | 弁護士代理 司法書士関与 | 弁護士代理 司法書士関与 | | |
| 500円 | — | 6枚 | — | — | 4枚 | 500円 |
| 110円 | 20枚 | 20枚 | 5枚 | 5枚 | 30枚 | 110円 |
| 100円 | 10枚 | 20枚 | — | — | — | 100円 |
| 50円 | 10枚 | 10枚 | 5枚 | 5枚 | 5枚 | 50円 |
| 20円 | 10枚 | 10枚 | 5枚 | 5枚 | 5枚 | 20円 |
| 10円 | 10枚 | 10枚 | 5枚 | 5枚 | 5枚 | 10円 |
| | 4000円 | 8000円 | 950円 | 950円 | 5700円 | |

+

個人再生では

110円切手×債権者数×2の枚数

※債権者宛てのラベルシール×2枚ずつ

【郵便切手以外の添付物】

- ①申立代理人（または送達受取人）宛てのラベルシール 5枚（管財・同廃・個再共通）
- ②（申立書控えの返送を希望される場合）返送用封筒（返送用郵券貼付） 1通
- ③個人再生のみ：債権者宛てのラベルシール 2枚ずつ）

【補足】

- ・同時廃止及び個人再生については、近隣の事務所など、窓口で遅滞なく書面を受領していただける場合は、申立時の郵便切手及び事務所宛てラベルシールは添付不要です。
※管財事件では、予納郵券は常に必要です。
- ・同時廃止では、申立時には債権者宛てのラベルシールは添付不要です。

【参考】申立手数料としての収入印紙額及び官報公告費用

| | | | 収入印紙 | 官報公告費用 |
|----------|------|-------|-------|---------|
| 自己破産 | 管財 | 法人 | 1000円 | 1万4786円 |
| | | 自然人 | 1500円 | 1万5499円 |
| | 同時廃止 | 1500円 | | 1万1859円 |
| 破産・債権者申立 | | 2万円 | | (個別指定) |
| 個人再生 | | 1万円 | | 1万3744円 |

令和6年9月 大阪地方裁判所堺支部破産係

Ver.20240910

破産・個人再生の申立てをされる方へ 《予納郵便切手額・内訳のお知らせ》

当係へ破産・個人再生申立てをする際には、下表のとおり、郵便切手の予納をお願いします。

| 券種 | 700円 同廃 | 3500円 管財 | 5500円 債権者申立 | 1400円 個人再生 | 券種 |
|------|------------|-------------|----------------|---------------|------|
| 500円 | — | — | 4枚 | — | 500円 |
| 110円 | 5枚 | 20枚 | 20枚 | 10枚 | 110円 |
| 100円 | — | 10枚 | 10枚 | — | 100円 |
| 20円 | 5枚 | 10枚 | 10枚 | | 20円 |
| 10円 | 5枚 | 10枚 | 10枚 | 30枚 | 10円 |

※ 110円切手の代わりに84円切手と26円切手の組み合わせも可能とします。

※ 郵送申立の場合は、申立書類及び郵便切手とともに、次のものを提出してください。

- ・申立代理人(送達受取人)送付用あて名ラベル
同時廃止・管財については3枚
債権者申立てについては4枚
個人再生については10枚

令和6年10月1日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係